

議案第五号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決
を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年三月九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎



三朝町条例

号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

「七万四千五百円」 「八万四千五百円」

第一条中 五万七千円 を 六万五千円 に改める。

四万九千五百円」 五万六千五百円」

第二条中「当月分」を「当日分」に改める。

第五条を次のように改める。

（期末手当）

第五条 議長、副議長及び議員には、特別職の職員で常勤のものにより、期末手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第一条の規定は、昭和四十八年十月一日から適用する。

(報酬等の内払)

2 改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和四十八年十月一日から この条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。